

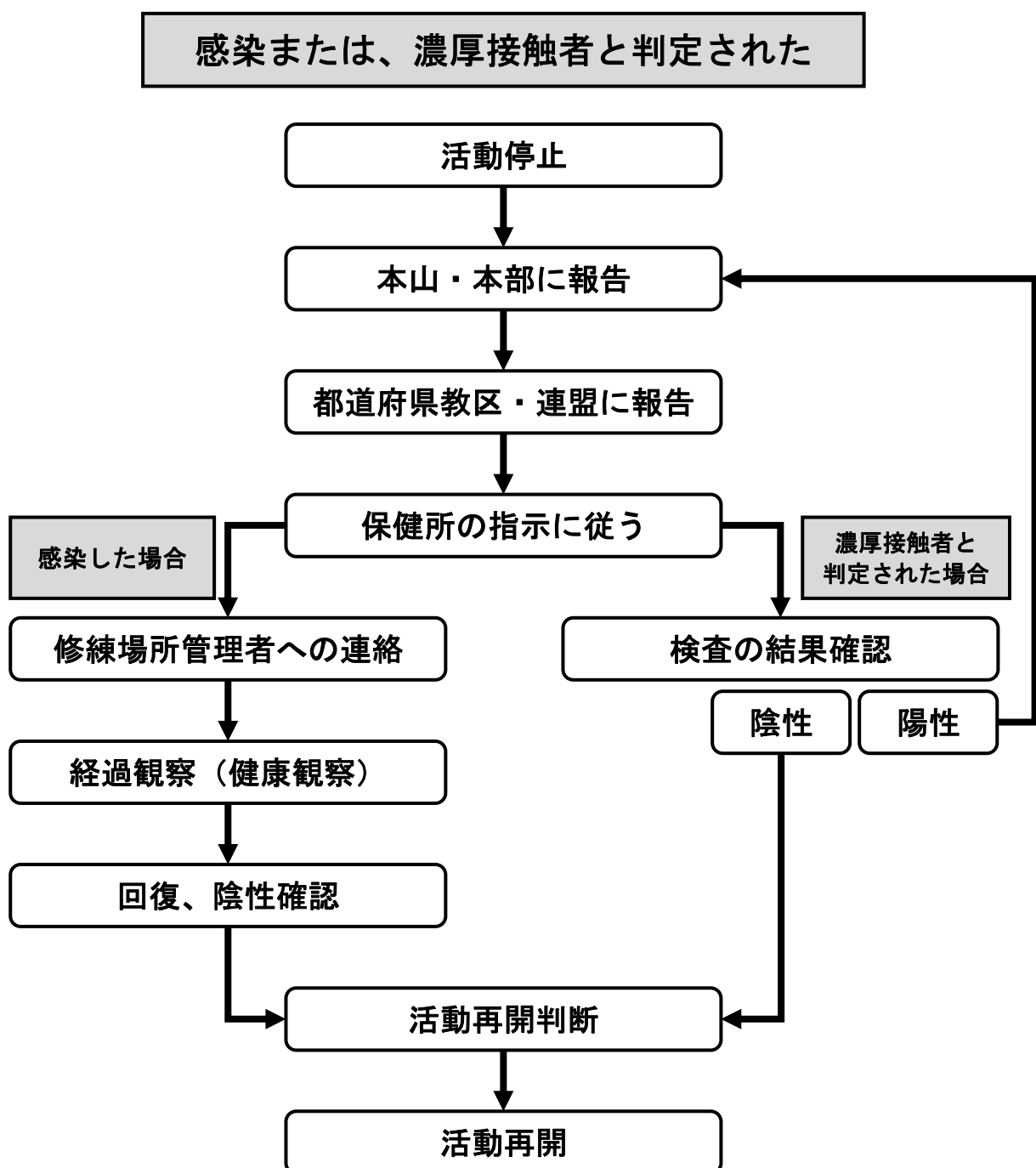
## 道院・支部において新型コロナウイルス感染者が発生した場合のガイドライン

少林寺拳法グループ

道院・支部において感染者や濃厚接触者が発生した場合、速やかにその情報を少林寺拳法グループ内で共有し、然るべき対処を行わなければいけません。これは少林寺拳法グループ各法人が、社会の一員として活動を継続する上でとても重要なことです。

万が一の際は、所属長もしくは幹部の方が、以下の手順に沿って適切に対処していただけるようお願いいたします。

## ●感染または、濃厚接触者と判定された場合の対処フロー



## ●各対処項目の説明

No	各対処項目	説明
1	活動停止	活動をただちに停止し、全在籍拳士にその旨を周知するとともに、健康状態を確認する
2	本山・本部に報告	感染者・濃厚接触者発生を本山・本部に報告(所属長が報告できない場合、幹部が報告) ※報告は人数のみ(個人を特定する情報は不要) ※所属内で確認されるより、地域の関係者の方が、感染情報を早く入手することもあり得ます。その場合は、他の所属のことであっても、知り得た時点で本山・本部に報告してください
3	都道府県教区・連盟に報告	感染者・濃厚接触者発生を都道府県教区・連盟に報告
4	保健所の指示に従う	消毒、調査等、指示に従い対処
5	検査の結果確認	陽性・陰性に応じて対処
6	修練場所管理者への連絡	修練場所を借りている場合、管理者へ連絡(各種対処は保健所の指示に従うことが原則であるが、管理者の意向も考慮する)
7	経過観察(健康観察)	最低2週間程度 ※所属内で判断できないことが発生した場合、本山・本部に相談してください
8	回復、陰性確認	感染者の治癒、関係者全員の陰性(健康であることを)を確認
9	活動再開判断	本山・本部と都道府県教区・連盟と道院・支部(場合により小教区・ブロック)が協議の上、再開の是非を判断。下記の項目を総合的に判断する ・在籍者全員が健康であること ・当該都道府県、周辺地域の感染状況 ・周辺住民の感染への警戒感 ・感染経路 ・バッシングの有無、程度 など
10	活動再開	必要に応じて各自治体、施設管理者へ報告、再開の許諾を得る

## ●その他のケース

所属長や在籍拳士の家族、職場、周囲の者が感染または濃厚接触者と判定された場合は、適切に状況を確認し慎重な判断を所属内で行ってください。(地域に感染者が発生した時点で特に注意が必要な状況と言えます。感染状況が落ち着くまで活動を停止することが望ましいです)

## ●組織の一員として然るべき行動を心がけてください

少林寺拳法グループは、地域に根ざして社会に貢献する団体です。このような状況において、幹部以上の方は率先して模範的行動をとり、注意喚起してください。また、ここに説明のない事項が発生した場合、本山・本部にご相談いただくか、以下のことを念頭に判断してください。

- さらなる感染拡大を未然に防ぐ(命・健康を守る)
- 所属の活動を維持し、拳士との繋がりを維持する(幸福運動の継続)
- 不当なバッシングの対象にならない(少林寺拳法の価値を守る)